

津市観光協会後援名義使用承諾申請案内

津市観光振興に関する事業について、当協会の後援名義の使用を希望される場合は、申請が必要です。「後援名義の使用申請書」をダウンロードし、必要書類を添付して提出してください。審査を行い、要件を満たしている事業については承諾通知書を発行します。

1 後援とは

主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、これを当協会が応援することを表明します。

広報に関して、当協会が運営する観光案内所やパンフレットラックにチラシ・パンフレット等を置く、当協会ホームページに事業リンクを掲載する等のご協力が可能です。(ただし、スペースの都合などによりご希望に添えない場合もございます。)

※ 当協会が経費などを負担すること、運営に直接参加することはありません。

2 申請の際のご注意点

申請は、必要とする 2か月前までに必要書類を E-mail または郵送でご提出ください。

新規事業の申請または初めて申請される団体様は必要書類をご持参いただきます。必ず担当宛てに事前にご連絡いただき、来訪日の調整を行ってください。

承諾した事業については、事業終了後 1か月以内に報告書の提出が必要です。

3 対象となる事業

- (1) 津市の観光振興に寄与すると認められる事業等
- (2) 原則として、市の区域内またはこれに接触する区域で開催される事業等
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認めら

れる企業、または、団体が主催する事業等

- (4) 事業等の開催場所において公衆衛生、完全管理、災害防止等に関する措置が講じられている事業等

4 対象とならない事業

- (1) 法令または公序良俗に反するもの
- (2) その他、当協会の運営方針に反するもの

5 申請方法（申請手続き手順）

- ① 申請（E-mail または郵送）※必要とする 2 か月前までに
- ② 受理
- ③ 審査（約一ヶ月間程度、内容により異なります）
- ④ 承諾通知
- ⑤ 郵送
- ⑥ 事業終了
- ⑦ 報告書提出 ※事業終了後 1 か月以内
- ⑧ 受理、終了

6 申請に必要となる書類

- (1) 後援名義の使用申請書【必須】
- (2) 事業等計画書【必須】
- (3) 収支予算書【新規申請の場合必須】
- (4) 団体などの規約、会則またはこれに準ずるもの【新規申請の場合必須、
2 回目以降の申請の場合は内容に変更が生じた場合はご提出ください。】
- (5) 団体等の活動実績、過去に実施した事業の概要書等【新規申請の場合必
須】

以下の書類を準備してダウンロードできるようにしておく

1 後援名義使用申請書

2 後援事業等実施報告書

(事業終了後に提出)